
農政改革の検討状況について

(社)農協共済総合研究所 理事長

くま ざわ ひで あき
熊 澤 英 昭

1. はじめに

私は5年前に当研究所の理事長を務めておりましたが、2005年3月、チェコ共和国の日本国特命全権大使に任命され、チェコに赴任いたしました。そして、3年半の任期を終えて昨2008年秋に帰国し、同年11月から、再び当研究所の理事長を務めさせていただいております。改めて、宜しくお願い申し上げます。

2. 世界不況と食料問題

さて、昨年秋から、サブプライムローン問題に端を発した米国における金融恐慌が、金融のみならず、実体経済に大きな影響を及ぼし、百年に一度とまでいわれる、世界同時不況に陥っています。

この間、穀物については、2006年秋から国際的な需給逼迫と投機マネーの流入で高騰し、食料の安定供給が声高に言われましたが、その後は世界不況の中で下落しています。他方、国内では、事故米問題、中国ギョーザ事件問題などで、食品の安全性が問われています。

こうした中で、農業、農村の活性化、食料の安全確保と安定供給、また、そのための農政の再構築が喫緊の課題として議論されています。

3. 新「基本計画」の策定

農林水産省では、このような問題を幅広く検討し、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定するために、「食料・農業・農村政策審議会」での検討を開始し、その第1回が本年1月27日に開催されました。そこで提起された大きな論点は、次の4つです。

- (1) 農業の持続的な発展のため
 - ①元気な担い手の育成、確保と多様な経営体の参画
 - ②農地の最大限の確保と有効利用、生産基盤の整備
 - ③水田のフル活用など国産農産物の活用と農産物の輸出促進
 - ④高品質な農産物を生み出す技術の開発
 - ⑤農業の自然環境保護機能の一層の向上
- (2) 食料の安全性と安定供給の確保のため
 - ①我が国の食の安全と、消費者の信頼の確保
 - ②栄養バランスのとれた食生活の維持
 - ③食品産業の振興
 - ④食料輸入国として、不測時にも安心できる食料安全保障の確立
- (3) 農村の振興のため
 - ①農業が循環型産業であるという特色を活かした地域産業の確立
 - ②地域に雇用と活力を与える農村経済の活性化
 - ③農村集落、中山間地域等の活性化
 - ④良好な農村環境の保全、農業の多面的機能の発揮
- (4) 国民生活の安全につながる食料自給力、食料自給率の確保

4. 農地法の改正など

このように多方面にわたって論点が提起されています。現下の農業、農政が直面している問題は、網羅されているとあってよいでしょう。

審議会ではこれから1年間かけてまとめるということですから、現時点で具体的な方向や施策を提示することはできません。

しかしながら、いくつかの論点については、議論の素材が提供されていますので、それを見てみましょう。

(1) まずは、農地法の改正です。

農地は一貫して減少し、利用率も低下しており、食料供給力を強化していくためには、優良農地を確保し、耕作放棄地を含めて、有効利用を図っていくことが重要です。

このため、農地法の基本スタンスを「所有」から「利用」にシフトして、「農地の所有者が不安なく貸付できるようにすること」と「農地の借り手がまとまった形で借りやすくすること」が重要なポイントです。

そこで、農林水産省では、

①信用力のある機関（市町村、JA、

土地改良区など)が、農地の貸借の一括引き受けと再配分する仕組みを作ること

- ②農地の賃貸借の規制を緩和すること
- ③株式会社など、農業生産法人以外の法人が農地を借りやすくすること
- ④農協については、これまで、農業経営の受託、子会社の設立などに限定されていましたが、農協自らが農業経営を行うことができるようにすること

などの農地法改正の考え方を提起しています。

特に、農協が自ら農業経営を行うことができる点については、農地の貸し手にとっても安心して貸すことができますし、今後農協が地域振興へ積極的に参画する手段の一つとして期待されるものです。

(2) つぎは、水田のフル活用対策です。

水田は、米の生産に加えて、転作作物の生産など、食料供給に重要な役割を果たしていますが、必ずしも十分に活用されていない面もあります。そこで今回、農林水産省がうちだしたのが、水田フル活用対策で、総額2,889億円にのぼる対策です。

例えば、

- ①大豆、麦、飼料作物、米粉用米、飼料用米などの転作作付の拡大に新規に助成すること
- ②従来から、麦、大豆、飼料作物の転作生産に助成されている産地確立交付金について、助成要件を見直して、生産効果を高めること
- ③耕作放棄地の再生、利用のための支援助成

などにより、転作を含めて水田における農作物の生産拡大を図るものです。

(3) そして、自給率の向上についてです。

農林水産省は、昨年12月2日に「食料自給力の強化のための取組と食料自給率50%のイメージ」という資料を公表しました。このなかで、現在の食料自給率40%を50%に上げるための具体的なイメージを示しています。

これは、実現することがとても難しい事項ばかりです。しかし、検討中の農地法の改正や水田のフル活用対策、さらには今後、農政審議会で検討される対策を積極的に活用して、少しでも上げていくことが大事です。

理事長再就任のご挨拶を兼ねて

食料自給力の強化のための取組と食料自給率50%のイメージ

	平成19年度		概ね10年後	自給率向上率	
米の消費拡大	61kg/人・年	→	63kg/人・年	+1.3%	強化する取組
米粉の生産拡大	1万トン	→	50万トン	+1.4%	
飼料用米の生産拡大	0万トン	→	26万トン	+0.1%	
小麦（裏作麦）の生産拡大	91万トン	→	180万トン	+2.5%	
大豆の生産拡大	23万トン	→	50万トン	+1.0%	
野菜の生産拡大	1,242万トン	→	1,422万トン	+0.5%	基本計画に 基づく取組
牛乳・乳製品の生産拡大 (乳牛の飼料自給率41%)	802万トン	→	928万トン	+1.5%	
油脂の消費抑制 (品目別自給率13%)	14kg/人・年	→	12kg/人・年	+0.3%	
その他(いも類、果実等)				+1.4%	
				合計 +10.0%	
耕地面積	465万ha	→	462万ha		
耕地利用率	93%	→	110%		
供給熱量	2,551kcal	→	2,480kcal		
	40% (平成19年度)	+10.0%	50% (概ね10年後)		

むすびに

以上、農業・農村・農政をとりまく政策課題と検討状況について述べて参りましたが、J A 共済を取り巻く状況も、まさに同様の問題に直面しているところであります。

J A 共済が、農業・農村の安定的発展に大きく寄与してきたことは、疑いもありません。しかし、以上に述べてきた農業・農村の問題

は、J A 共済も直接に関係する重要問題であります。

当研究所はこれまで、調査研究と研修の両分野で、J A 共済の発展に寄与すべく、努力を重ねて参りました。当研究所はJ A 共済の発展とともにあり、今後ともJ A 共済の発展に寄与しうる研究機関として評価されるように努力して参ります。